

改正

平成28年 7 月 6 日 条例第28号

平成29年12月22日 条例第34号

令和元年 7 月 5 日 条例第 5 号

浜田市有料駐車場条例

浜田市有料駐車場条例（平成17年浜田市条例第74号）の全部を改正する。

（目的及び設置）

**第 1 条** 道路交通の円滑化及び自動車を利用する者の利便に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 1 項の規定に基づき、浜田市有料駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

（名称及び位置）

**第 2 条** 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
浜田市栄町駐車場	浜田市新町33番地
浜田市道分山立体駐車場	浜田市黒川町4181番地

（定義）

**第 3 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）普通駐車 駐車場を 1 時間又は30分を単位として利用する形態をいう。

（2）定期駐車 駐車場を 1 月を単位として利用する形態をいう。

（管理）

**第 4 条** 駐車場の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

（指定管理者が行う業務）

**第 5 条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）駐車場の利用の許可に関する業務

（2）駐車場の維持管理に関する業務

（3）前 2 号に掲げるもののほか、駐車場の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

**第 6 条** 削除

（利用時間）

**第 7 条** 駐車場の利用時間は、終日とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

（駐車対象自動車）

**第 8 条** 駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第 3 条に規定する自動車（自動二輪車を除く。）のうち、駐車場の区画線の枠内に駐車可能なものとする。

（利用許可）

**第 9 条** 駐車場を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 指定管理者は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付す

ることができる。

3 指定管理者は、第1項の規定により利用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可をしないものとする。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
  - (2) 他の自動車の駐車に支障となる荷物を積載しているとき。
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる利用をするとき。
  - (4) その他管理上支障があると認める利用をするとき。
- （禁止行為）

**第10条** 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 指定管理者の指示又は区画線若しくは標識に従わないで自動車を駐車させること。
- (2) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

（利用の制限）

**第11条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 第9条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第4号に該当する場合は、この限りでない。

（目的外利用等の禁止）

**第12条** 利用者は、利用の許可を受けた目的以外の目的に駐車場を利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（利用料金）

**第13条** 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

（利用券）

**第14条** 指定管理者は、普通駐車場の利用料金に係る利用券を発行することができる。

2 前項の利用券の発行額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て、その額面金額から割り引いた額とすることができる。

（利用料金の納付）

**第15条** 利用料金は、普通駐車場の場合にあつては自動車を出場させるとき（利用券を利用する場合は、その発行を受けるとき）に、定期駐車の場合にあつては1月を単位として当該駐車場を利用するときまでに納付しなければならない。

（利用料金の収入）

**第16条** 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

**第17条** 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

**第18条** 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由その他指定管理者が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(休止)

**第19条** 指定管理者は、駐車場の整備等のため必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、駐車場の全部又は一部の利用を休止することができる。

(損害賠償)

**第20条** 市長及び指定管理者は、駐車場に駐車する自動車の亡失又は損傷について、その賠償の責めを負わない。

2 利用者は、駐車場の施設その他工作物等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届出をし、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

**第21条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の浜田市有料駐車場条例（以下「新条例」という。）第4条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

3 施行日の前日までに、この条例による改正前の浜田市有料駐車場条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。

#### 附 則（平成28年7月6日条例第28号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成29年12月22日条例第34号）

この条例は、平成30年2月1日から施行する。

#### 附 則（令和元年7月5日条例第5号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(使用料及び利用料金に関する経過措置)

2 この条例による改正後の浜田市ケーブルテレビ施設条例第14条、第18条、第20条、第25条及び第26条の規定、浜田市行政財産使用料条例第3条及び別表の規定、浜田市有料駐車場条例別表の規定、浜田市立公民館条例別表第2の規定、浜田市立図書館条例別表第2の規定、浜田市旧若生分校校舎再活用地域間交流施設条例別表の規定、浜田市東公園運動施設条例別表第1及び別表第2の規定、浜田市健康増進センター条例別表の規定、サンマリン浜田条例別表の規定、サン・ビレッジ浜田条例別表第2の規定、ラ・ペアーレ浜田条例別表の規定、浜田市金城総合運動公園条例別表の規定、浜田市旭公園運動施

設条例別表の規定、浜田市フットサルやさか競技場条例別表の規定、浜田市弥栄運動広場施設条例別表の規定、浜田市三隅B & G海洋センター条例別表の規定、浜田市三隅中央会館条例別表の規定、浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設条例別表第2（利用回数券並びに個人会員及び家族会員に係る部分を除く。）及び別表第3の規定、浜田市岡見スポーツセンター条例別表の規定、浜田市世界こども美術館創作活動館条例別表第1及び別表第2の規定、浜田市立石正美術館条例別表第2の規定、浜田市石央文化ホール条例別表の規定並びに浜田市島村抱月公園条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料及び利用に係る利用料金について適用し、施行日前の使用に係る使用料及び利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表（第13条関係）

名称	利用区分		利用料金の上限額
栄町駐車場	普通駐車	利用開始から30分以内	無料
		利用開始から30分を超え1時間以内	100円
		利用開始から1時間を超えた後の1時間当たり	100円
		24時間当たり	1,600円
	定期駐車	1月当たり	5,090円
道分山立体駐車場	普通駐車	利用開始から30分以内	無料
		利用開始から30分を超え1時間以内	100円
		利用開始から1時間を超え4時間以内の30分当たり	100円
		利用開始から4時間を超えた後の1時間当たり	100円
		24時間当たり	1,600円
	定期駐車	1月当たり	12,220円

備考

- 1 24時間当たりの利用区分は、24時間につき1時間又は30分を単位とする利用に係る利用料金の合計額が、当該24時間当たりの利用料金を超えた場合に適用する。
- 2 1時間又は30分を単位とする利用に当該時間未満の端数を生じたときは、当該時間とする。

改正

平成29年12月22日規則第55号

浜田市有料駐車場条例施行規則

浜田市有料駐車場条例施行規則（平成17年浜田市規則第67号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、浜田市有料駐車場条例（平成27年浜田市条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（普通駐車に係る利用許可）

**第2条** 条例第9条第1項の規定により普通駐車に係る利用の許可を受けようとする者は、自動車を浜田市有料駐車場（以下「駐車場」という。）に入場させる際に、駐車券（様式第1号）の交付を受けることにより、当該利用の許可を受けたものとみなす。

2 駐車券は、再交付しない。

3 駐車券を紛失、破損又は汚損した場合であつて、駐車場に入場した日時が確認できないときは、当該日時の認定は、指定管理者が行う。

（定期駐車に係る利用許可等）

**第3条** 条例第9条第1項の規定により定期駐車に係る利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浜田市有料駐車場定期駐車利用許可申請書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請があつたときは、許可の可否を決定し、許可したときは、浜田市有料駐車場定期駐車利用許可書（様式第3号）及び定期駐車券（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

3 前項の規定により許可する期間は、当該年度内に限るものとする。

（利用許可の変更）

**第4条** 前条第2項の規定により定期駐車に係る利用の許可を受けた者（以下「定期利用者」という。）は、許可された事項を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項に規定する許可を受ける場合について準用する。

3 定期利用者が利用の許可を受けた期間の満了後引き続いて定期駐車をしようとするときは、その利用料金を納付することにより、第1項に規定する変更の許可を受けたものとみなす。

（利用の廃止）

**第5条** 定期利用者は、許可された定期駐車に係る利用を廃止しようとするときは、浜田市有料駐車場定期駐車利用廃止届（様式第5号）を指定管理者に提出しなければならない。

（利用券）

**第6条** 条例第14条第1項の規定により発行する利用券は、様式第6号のとおりとする。

（利用料金の減免）

**第7条** 条例第17条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができるとき、及びその額は、次に掲げるとおりとする。

（1） 浜田市の職員が公務のために利用するとき 利用料金の全額

（2） 駐車場の管理上指定管理者が必要と認める利用をするとき 利用料金の全額

- (3) 石央文化ホールを利用する者が、浜田市道分山立体駐車場を利用するとき 利用料金の2分の1の額
- (4) その他市長が特別の理由があると認めるとき その都度市長が定める額  
(利用料金の還付)

**第8条** 条例第18条ただし書の規定により既に納付した利用料金（以下「既納利用料金」という。）を還付することができるとき、及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害又は定期利用者の責めに帰さない理由により、駐車場を利用できなくなったとき 当該既納利用料金の全額
- (2) 定期利用者が、利用開始のときまでに利用の取消しについて指定管理者の承認を得たとき 当該既納利用料金の全額
- (3) 定期利用者が、利用の許可の変更について指定管理者の許可を受けた場合において、変更後の利用の許可に係る利用料金の額に対し、既納利用料金に過納金が生じたとき 当該過納金の額  
(損傷等の届出)

**第9条** 条例第20条第2項の届出は、浜田市有料駐車場損傷滅失等届（様式第7号）によるものとする。  
(係員の立入り)

**第10条** 駐車場の係員は、駐車場の管理上必要があるときは、利用を許可した場所に立ち入り、第2条の規定により普通駐車に係る利用の許可を受けた者又は定期利用者（以下これらを「利用者」という。）及びその関係者に必要な指示をすることができる。  
(利用に係る事故の責任)

**第11条** 駐車場の利用に係る事故については、利用者がその責めを負うものとする。  
(その他)

**第12条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成29年12月22日規則第55号）

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第3条関係）

様式第5号（第5条関係）

様式第6号（第6条関係）

様式第7号（第9条関係）